

平成29年1月26日
坂井市行政改革推進協議会答申

第三次坂井市行政改革大綱 (案)

～市民満足度と費用対効果の最大化を目指す改革～



平成29年1月
福井県坂井市

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	これまでの行政改革の取組みとその成果・・・・・・・・	2
III	第三次行政改革大綱推進にあたっての課題整理と 改革の方向性・・・・・・・・	4
IV	第三次行政改革大綱の体系・・・・・・・・	8
V	行政改革の推進期間と推進体制・・・・・・・・	15
VI	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	用語の解説・・・・・・・・	17
	第三次坂井市行政改革推進大綱（案）策定の経過・・・・・・・・	20
	坂井市行政改革推進協議会委員名簿・・・・・・・・	21

I はじめに

平成18年3月20日、4町が合併し人口規模で県下第2の市となる新たな坂井市が誕生してから、10年が経過しました。

この間、旧4町それぞれの個性を生かしたまちづくりの展開により、市全体の均衡ある発展と坂井市としての一体感の醸成を図るとともに、まちづくりの主体は市民であるとの理念のもと、まちづくり協議会の設立をはじめとした協働のまちづくりを進めてきました。

同時に、直面する市政運営上の様々な課題に対応するための行政改革の取組みとして、第一次行政改革大綱（H19～H23）において、事務事業の見直し、職員数の適正化、組織のスリム化など、制度や組織面で「量的改革」を中心として坂井市としての骨格の形成に取り組み、第二次行政改革大綱（H24～H28）においては、職員の意識改革や市民協働・参画による地域協働社会の充実でサービスの質を高め、個々の満足度と結びついた「質的改革」を推進してきました。

今回策定する第三次行政改革大綱（H29～H33）の計画期間においても、合併特例期間の終了により財政運営が厳しさを増すことが予想される中、「まち・ひと・しごと創生総合戦略¹」の推進等、取り組むべき重要施策は山積しています。限られた市の経営資源²を最適化し、真に必要な事業への重点的な投入を可能とするための、新たな行政改革の取組みを進めていく必要があります。

Ⅱ これまでの行政改革の取組みとその成果

市民満足度の向上を目指し、合併後の「坂井市」の体制を整えるため、一次と二次の行政改革大綱及び実施計画を策定し、職員定数の適正化をはじめとして、事務事業の見直しなどの行政内部の改革や、市民協働の推進、民間活力の導入、歳入の確保対策などさまざまな取組みを進めてきました。

1. 行政改革大綱の概要

第一次行政改革大綱（H19～H23）	第二次行政改革大綱（H24～H28） 現在取り組み中
実施計画100項目 （坂井市100の改革）	実施計画119項目
目標 ① 市民満足度100%に向けて ② 最少経費、最大効果の実現 ③ 市民との協働によるまちづくり	基本方針 ① 上質な行政サービスの提供で市民満足度向上を目指します ② 経営感覚を意識した、効率的で効果的な行政経営を目指します
基本項目 ① 行政の担うべき役割の明確化 ② 市民との協働 ③ 人材育成と定員管理の適正化 ④ 効率的な組織運営 ⑤ 持続可能な財政運営	基本項目 ① 質の高いサービスの提供 ② 協働のまちづくり ③ 最適な行政運営の推進 ④ 持続可能な財政運営
実施計画である「坂井市100の改革」の実行を通して、健全な財政構造への転換、市民満足度の高いまちづくりを推し進めるため、事務事業の見直し、職員数の適正化、組織のスリム化など、制度や組織面での坂井市としての骨格の形成	事業や施設の整理統合など引き続き「量的改革」を図るとともに、職員の意識改革や市民協働・参画による、地域協働社会の充実で、サービスの質を高め、個々の満足度と結びついた「質的改革」の推進
効果額 58億6,900万円 （5年間）	効果額 17億4,600万円 （H27年度末現在：4年間）

2. 主な取り組み内容

人件費の抑制	民間活力の導入	公共施設の整理
<ul style="list-style-type: none"> 職員数の削減 H18：827人 H28：698人 △129人 △15.6% 任期付職員の採用 再任用職員制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の民営化 (三国ひかり、わか、坂井松涛、春江ゆり) 指定管理者制度の導入 H20：40施設 H28：61施設 上下水道業務包括的民間委託³ 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎空きスペースの有効活用 (丸岡庁舎：高椋公民館 春江庁舎：嶺北消防) 幼稚園・保育所の幼保一元化による放課後児童クラブの確保 保育所民営化による施設の整理
行政内部の改革	情報化の推進	その他
<ul style="list-style-type: none"> 本庁、総合支所の段階的見直し 事務事業評価の導入 職員の意識改革 自主研究、女性リーダー研修 人事評価制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請手続の拡充 電子入札の導入 コンビニ収納の実施 インターネット公売の実施 インターネット広報 防災情報のメール発信 	<ul style="list-style-type: none"> 市税等の収納強化 未活用資産の積極的な売却 企業誘致による税収等の確保 受益者負担の適正化 省エネルギー対策 第三セクター⁴の解散、再編

3. 取り組みによって生み出された財源の活用

必要性やニーズの高い施策・事業へ優先的・重点的に配分することで「市民満足度の向上」に継続的に取り組んできました。

- 小中学校施設の耐震化など教育環境の向上
- 不妊治療、乳幼児医療費への助成などの少子化、子育て対策
- 防災無線の整備、防犯灯の整備補助、防災備品の整備補助など
安全・安心対策
- 人口減少・高齢化対策及び地域の活性化対策 など

Ⅲ 第三次行政改革大綱推進にあたっての課題整理と改革の方向性

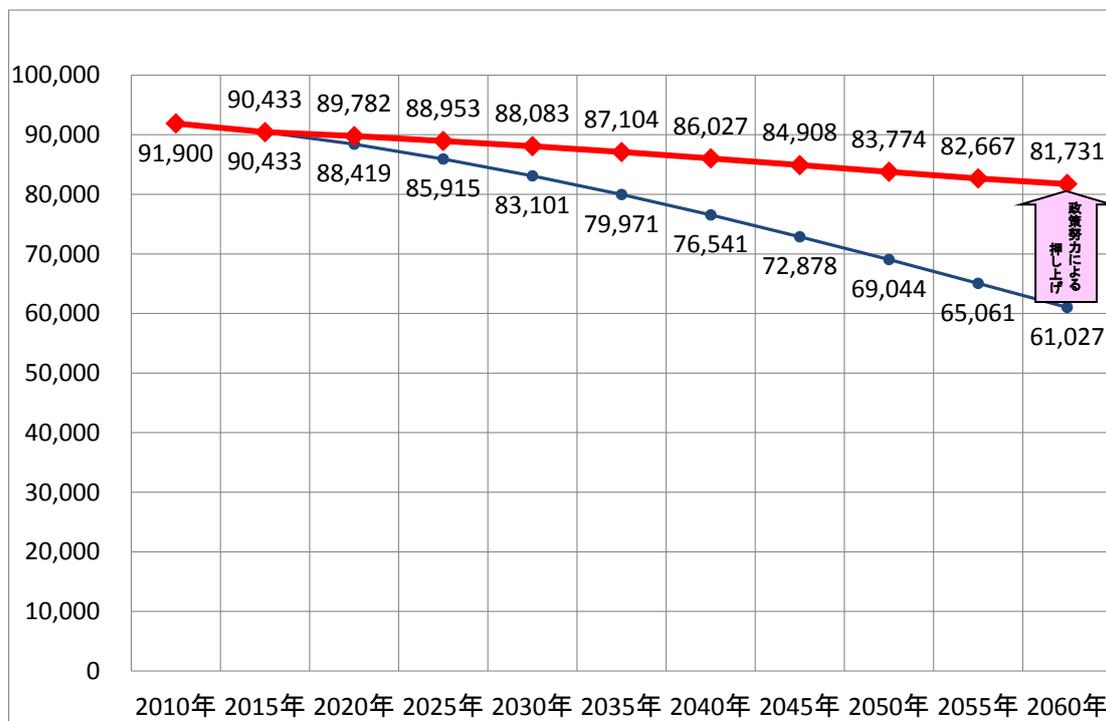
1. 外部要因（社会経済情勢等の変化）

（1）人口減少・少子高齢化の進行に伴う歳入減と財政負担の拡大

坂井市の人口動態⁵は、死亡者が出生者を上回る「自然減」と、転出者が転入者を上回る「社会減」の状況が恒常化しています。

今後も就労人口の減少による社会経済の活力低下や税収の減少、また高齢者の医療や介護に係る扶助費等の増大などが見込まれ、人口減少・少子化・高齢化の進行に伴い行政サービスや都市機能の維持が困難となることが懸念されます。

図 人口の長期的見通し（政策努力を加味した推計）



坂井市人口ビジョン（H27.12）より

※2015年人口は坂井市人口ビジョン作成時における推計値であり、2015年国勢調査人口とは異なります

⇒求められる対応

人口減少対策に特化した施策の方向性を定めた計画として「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定したところですが、全国の自治体で地方創生の取り組みが進められている中で、総合戦略に掲げる事業を着実に推進し計画の実効性を高めるためには、既存の事業について廃止・削減を含めた徹底的な見直しを行い、「選択と集中」を徹底することにより、総合戦略に掲げる事業に最大限の人員と予算を投入していく必要があります。

(2) ライフスタイルの多様化等に伴う市民ニーズの変化

社会の成熟に伴い人々の生活様式や価値観の多様化が進み、今後さらに市民の行政に対するニーズは多様化・高度化していくものと考えられます。

また、単身世帯の割合や未婚率が増加傾向にあるとともに、家族や地域との関わりあいにも変化が生じてきており、これまで相互に支えあうことで様々な公共的課題に対応してきた地域コミュニティの活力低下も懸念されます。

⇒求められる対応

拡大するニーズに対応するために市役所の組織や予算を右肩上がりで拡大していくことは不可能であり、真に市民が必要とするサービスはなにかを的確に検証し、限りある経営資源（ひと・もの・かね）を有効に活用していくための取組みを徹底していく必要があります。

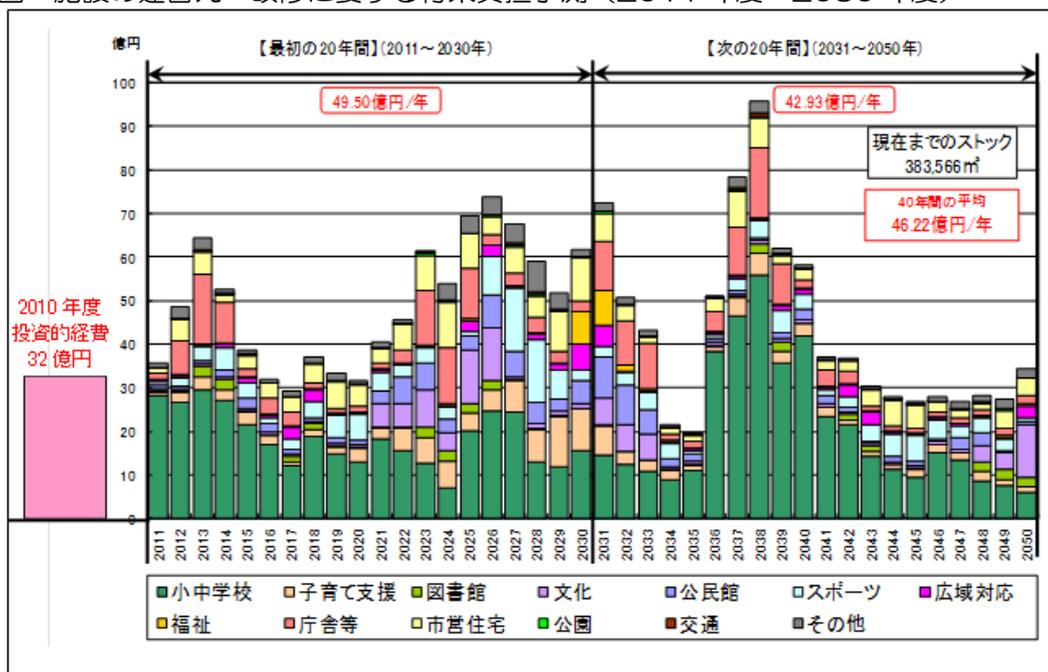
また、行政が提供する公共サービスの拡大には限りがあることを共通認識としながら、地域や市民がそれぞれを支え合う地域社会を形成していくことが重要です。

2. 内部要因（市行政運営上の課題）

(3) 公共施設の老朽化と更新・維持管理費用の増大

市が保有する公共施設やインフラ（道路橋梁・上下水道など）は、その多くが高度経済成長期に建設されており、こうした公共施設等の老朽化に伴う維持・更新には莫大なコストが必要となることから、今後公共施設全てを維持していくことは極めて困難な状況にあります。

図 施設の建替え・改修に要する将来負担予測（2011年度～2050年度）



坂井市公共施設マネジメント白書（H24.3）より

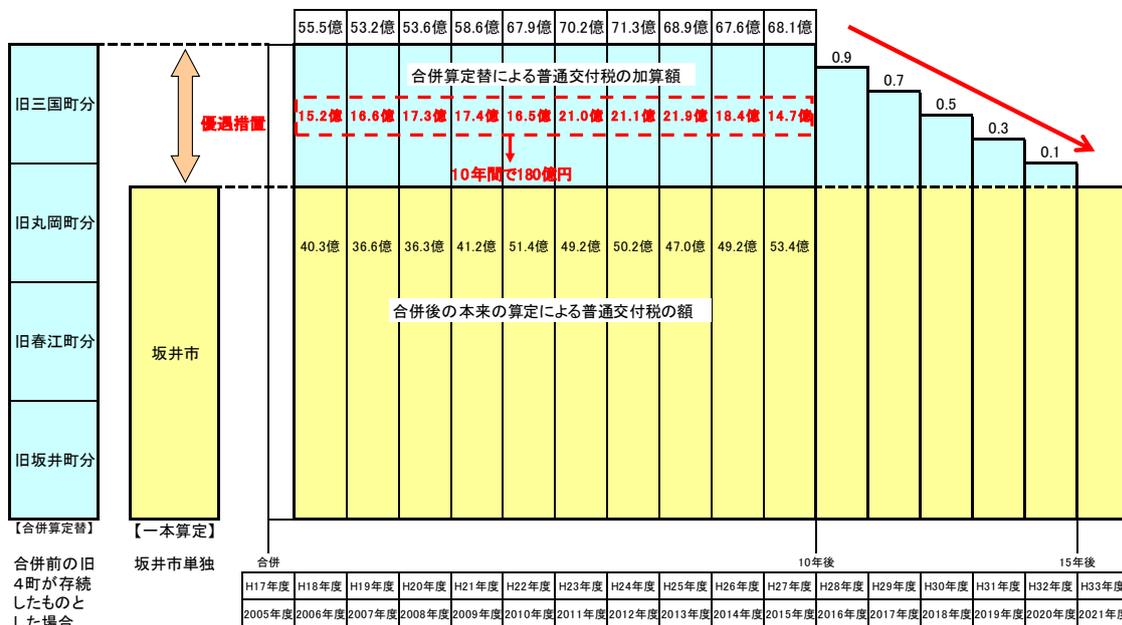
⇒求められる対応

平成24年に策定された公共施設マネジメント白書⁶に示された施設のあり方・改善の方向性に基づく取組みを推進していますが、人口減少・少子高齢化社会においても市民生活に不可欠な施設サービスを維持していくため、現在策定中の公共施設等総合管理計画⁷に基づきインフラを含めた将来負担を明確に把握した上で、公共施設全体の最適な配置や規模の適正化、管理運営の合理化を進める必要があります。

(4) 合併特例措置の終了

合併特例債⁸の発行期限や地方交付税の合併算定替の終了⁹など、合併に伴う財政上の特例措置の終了後は、財政状況が一層厳しくなることが見込まれます。

図 地方交付税の推移（見込）



⇒求められる対応

市民生活に不可欠な公共サービスを持続的に提供していくためには、歳出を抑制しながら真に必要な施策への重点的な配分を行うとともに安定的な財源の確保を図り、健全で持続可能な財政運営体制を確立する必要があります。

(5) 地方分権改革の進展と新たな制度等への対応

国のこれまでの二期にわたる地方分権改革では、法令に基づく事務・権限の委譲やいわゆる義務付け・枠付けの見直しなどが進められてきたところですが、平成26年度からは地方の発意に根ざした取組みを推進するため、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する提案募集方式¹⁰が導入されました。

また、こうした一連の分権改革のほかにも、地方創生に向けた取組みや、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）¹¹、地方公会計改革¹²、子ども・子育て支援新制度¹³など新たな

な制度や仕組みの導入への対応が求められています。

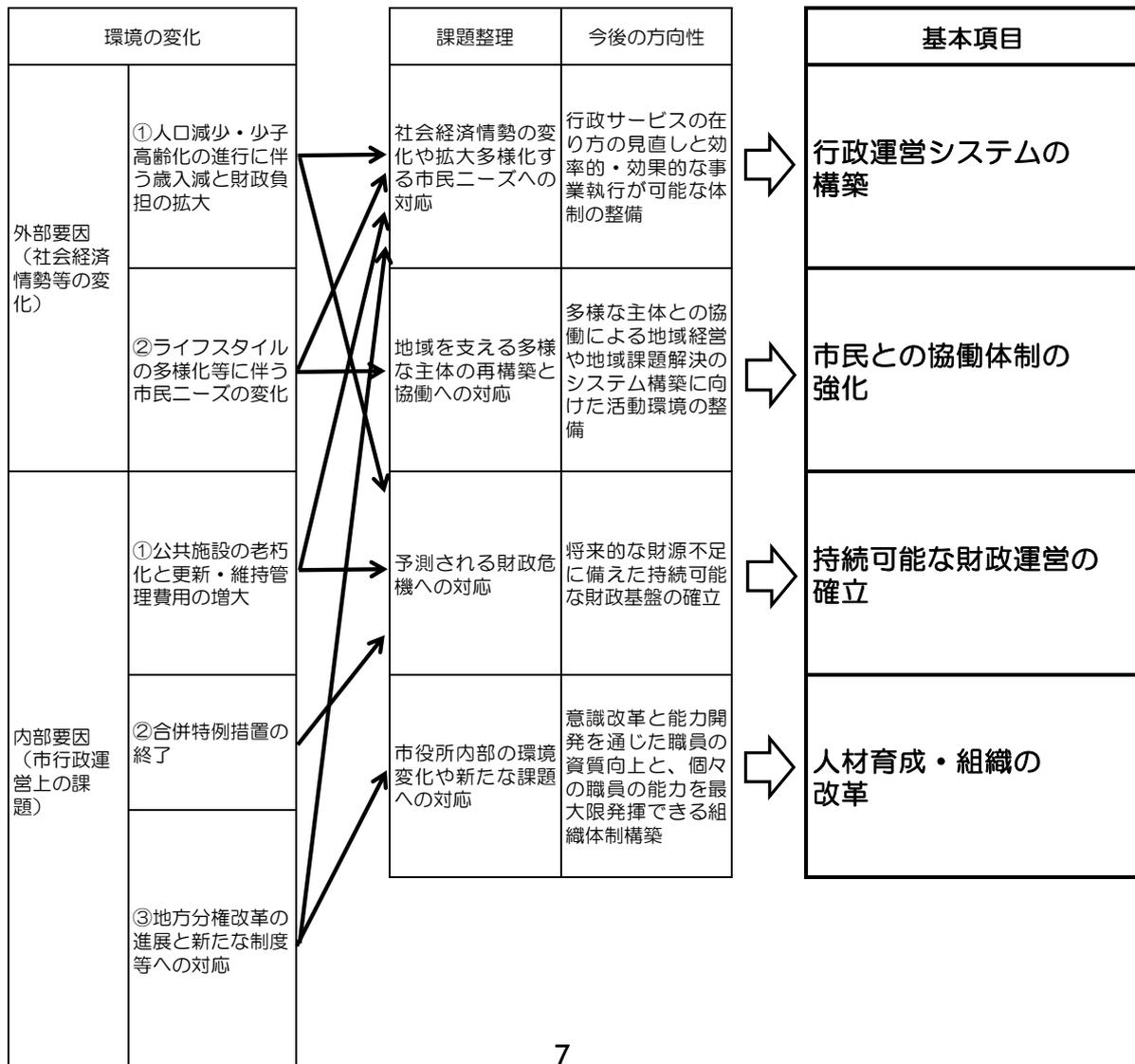
⇒求められる対応

市が地域の実情を踏まえ、自らの判断と責任により行財政運営を行っていくためには、これらの新しい課題に柔軟・的確に対応できる組織体制の変革や職員の資質向上を図るとともに、ともに地域を支える主体である市民への適切な情報公開・提供の積極的な実施がより重要となってきます。

3. 改革推進に向けての課題整理

前述した坂井市を取り巻く課題を踏まえて、第三次行政改革大綱に基づく改革を推進していくにあたっての課題を以下の4点に整理し、それぞれの課題の解決に向けた今後の取組みの方向性を明らかにし、大綱の基本項目とします。

第三次行政改革大綱 改革推進にあたっての課題整理（基本項目設定）



IV 第三次行政改革大綱の体系

第三次坂井市行政改革大綱

位置づけ

～計画期間（H29～H33）における主要な行政課題への対応のための改革～
○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を支える改革
○合併特例期間の終了への対応を見据えた改革

成果目標

～市民満足度と費用対効果の最大化を目指す改革～
○市民満足度を高める質の高い公共サービスの提供
○市民とともに推進する持続可能な行政経営

1. 行政運営システムの構築

- (1) 経営志向の行政運営
- (2) 民間活力の活用
- (3) 公有資産の適切な管理

2. 市民との協働体制の強化

- (1) 市民とのコミュニケーションの充実
- (2) 地域コミュニティの活性化
- (3) 市民活動の推進

3. 持続可能な財政運営の確立

- (1) 歳出構造の見直し
- (2) 長期的かつ安定的な財源の確保
- (3) 公営企業等の経営改善

4. 人材育成・組織の改革

- (1) 効率的な組織体制の確立
- (2) 新たな時代に対応した人材育成の推進

1. 第三次行政改革大綱の位置づけ

～計画期間（H29～H33）における主要な行政課題への対応のための改革～

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を支える改革

○合併特例期間の終了への対応を見据えた改革

坂井市総合計画に掲げられた将来像「輝く未来へ・・・みんなで創る希望の都市」、また、市政のキーワード「笑顔」に基づく「笑顔でみんなが住みたくなるまち」への取り組みを着実に進めて行くためには、市が抱える課題に適切に対応し、市政の運営や地域社会を支える行財政基盤を、健全で持続可能な状態に保つことが不可欠となります。

よって、第三次行政改革大綱は、計画期間（H29～H33）における主要な行政課題に対応することにより総合計画をはじめとした市の各種計画の実行を下支えし、市がその施策を推進していくため基盤を確立していく取り組みとして位置づけます。

本大綱において検証しているとおり、市が抱える課題は幅広く多岐にわたりますが、その中でも、5年間の計画期間と重複する二つの大きな行政課題への対応を第三次行政改革大綱の主要な役割として位置づけ、改革の取り組みを推進していきます。

2. 第三次行政改革大綱が目指すもの（成果目標）

～市民満足度と費用対効果の最大化を目指す改革～

○市民満足度を高める質の高い公共サービスの提供

○市民とともに推進する持続可能な行政経営

行政経営の仕組みを検証し、効率化することで、限りある経営資源を最大限活用するとともに、坂井市まちづくり基本条例¹⁴の市民参画・協働・情報共有の基本原則に則り、市民と市がともに改革の取り組みを推進することにより、市民満足度を高める質の高い公共サービスを、将来にわたり持続的に提供できる体制を構築することを目指します。

3. 基本項目と重点項目

○基本項目1 行政運営システムの構築

人口減少・少子高齢化をはじめとした社会経済情勢の変化や拡大多様化する市民ニーズに的確に対応していくための行政運営システムを構築し、行政サービスの在り方の見直しと効果的・効率的な事業執行が可能な体制の整備などを行います。

(1) 経営志向の行政運営

安全・安心な市民生活が営まれるために必要な行政サービスの安定的な提供、さらには将来のまちづくりに向けた価値ある投資を行うため、市民ニーズの的確な把握と新地方公会計制度の活用による正確な現状把握に基づく事業の選択と集中により、限られた経営資源を適切に配分し、優先的に取り組むべき事業の重点化を図ります。

また、市の施策・事業が真に市民が求める成果を上げているか、成果志向の視点から行政評価を実施し、その結果に基づく見直しの中で適切な成果目標設定を行うことにより、PDCAサイクル¹⁵をC（評価<Check>：現状の問題点の把握）から始め（CAPDo：キャップドゥ）、継続的に回し続ける仕組みを定着させていきます。

キーワード

- 選択と集中による経営資源の適正配分・有効活用
- 新地方公会計制度の活用
- 成果志向の行政評価
- PDCA サイクルに基づく業務推進

(2) 民間活力の活用

公共サービスの水準の維持・向上とコスト縮減を両立させるため、行政としての責任に留意しつつ、それぞれの業務の内容や特殊性を踏まえた上で、民間のノウハウや専門知識等を活用した方がより効果的・効率的な実施が見込まれる場合は、官民連携（PPP）¹⁶の手法を導入します。

合併特例期間の終了を見据え、これまで導入してきた民間委託・指定管理者制度¹⁷等についてはより効果的な運用を図るとともに、今後はPFI¹⁸等、民間の資金を活用する取組みも含め、多様な官民連携手法の導入を検討します。

キーワード

- 指定管理者制度の適切な運用
- 民間の力を活かす多様な官民連携手法の導入検討
- PFI等民間資金活用の検討

(3) 公有資産の適切な管理

現在、平成24年に策定された公共施設マネジメント白書に示された施設のあり方・改善の方向性に基づく取組みを推進していますが、人口減少・少子高齢化社会においても市民生活に不可欠な施設サービスを維持していくため、現在策定中の公共施設等総合管理計画に基づきインフラ¹⁹を含めた将来負担を明確に把握した上で、公共施設全体について廃止や統廃合も視野に入れた配置や規模の適正化、管理運営の合理化を進めます。

キーワード

- 公共施設等総合管理計画に基づく施設の見直し
- 公共施設の最適化による持続可能な施設サービスの提供
- 公共資産管理の合理化

○基本項目2 市民との協働体制の強化

行政が提供する公共サービスの拡大には限りがあることを共通認識とし、地域を支える多様な主体との協働による地域経営や、地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備を行います。

(1) 市民とのコミュニケーションの充実

行政改革の取組みを進めるにあたり、市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民が市政を身近なものと感じ、また、市民にとって必要な情報が容易に入手できるための仕組みを整えていきます。

広報やホームページ等を通じて、市政情報の的確かつ迅速な発信を行うとともに、広く市民の意見を聴く体制を維持・拡充することにより、市民の真のニーズを的確に把握し、市と市民との双方向コミュニケーションの円滑化と充実を図ります。

キーワード

- 市民ニーズの的確な把握
- 市と市民との双方向コミュニケーション

(2) 地域コミュニティの活性化

地域住民が地域の課題を自らのこととして考え、その解決に向けた取組みを自発的・主体的に展開できる地域コミュニティの仕組みづくりと活性化を支援するため、まちづくり協議会の組織・活動強化、地域コミュニティを支える人材の育成、地域における女性参画の推進などに取り組みます。

キーワード

- まちづくり協議会の組織・活動強化
- 地域コミュニティの仕組みづくりと活性化
- 地域コミュニティを支える人材の育成

(3) 市民活動の推進

拡大・多様化する公共サービスに対する市民のニーズに対し際限なく市が対応していくことは不可能であり、公共分野におけるNPO²⁰・ボランティア団体の役割は今後ますます重要なものとなります。これらの活動を支援するとともに、様々な主体の取組みがより大きな成果につながるよう、各主体間の協働を促すコーディネーター²¹としての取組みを推進します。

キーワード

- 公共分野を担う市民活動の活性化
- 行政の役割の明確化
- 多様な主体による地域課題の解決

○基本項目3 持続可能な財政運営の確立

合併に伴う財政上の特例措置の終了後、財政状況が一層厳しくなることが見込まれる中、将来的な財源不足に備えた持続可能な財政基盤の確立を図ります。

(1) 歳出構造の見直し

地方交付税の合併算定替えの終了に伴う地方交付税の減少や合併特例債の適用期限の終了に適切に対応し、歳入に見合った歳出規模となるよう予算規模の管理を行います。

また、常にコスト意識を持ちながら経常経費の節減、合理化・効率化に徹底して取り組むとともに、恒常的に実施してきた事業や補助金等についても、事業効果や妥当性等の視点から検証を行い、整理統廃合や適正な金額への見直しに取り組むことにより、真に必要な事業への選択と集中を図ります。

キーワード

- 交付税合併算定替えの終了に伴う減額への対応
- 合併特例債適用期限の終了への対応
- 予算規模の適正管理
- 選択と集中による事務事業の整理

(2) 長期的かつ安定的な財源の確保

財源の根幹である税収入の安定的な確保に向け、企業誘致の推進等税収増への取組みを進めるとともに、納付の利便性向上に向けた取組みの推進や徴収体制の整備によ

り納税意識の醸成と厳正な滞納整理等に努め、収納率の向上を図ります。

また、サービスを楽しむ市民とそれ以外の市民との公平性を確保するという受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や各種手数料についてコストに応じた適正な料金設定を行います。

さらに、市有財産の有効活用の観点から、利用されていない土地・建物等の積極的な売却・貸付を促進します。

キーワード

- 安定的な自主財源の確保
- 収納率の向上
- 受益者負担の適正化
- 市有財産の有効活用

(3) 公営企業等の経営改善

上水道事業、下水道事業や病院事業等の公営企業は、市民の安全・安心と日常生活を支える重要な役割を担っています。こうした公営企業の事業について、公共性を確保しつつ、効率的かつ合理的な経営を徹底するなど、経営基盤の強化とサービスの向上に取り組み、一般会計からの基準外繰出金²²の抑制を図ります。

また、市が出資する第三セクターについては、経営改善に向けた取組みを進めることにより市からの財政支援の縮小を図るとともに、整理・統合を検討します。

キーワード

- 公営企業・第三セクターの経営改善
- 一般会計繰出金・補助金の縮減
- 財政支援の縮小と統廃合の検討

○基本項目4 人材育成・組織の改革

地方分権改革の進展と新たな制度等への対応が求められる中、市が地域の実情を踏まえ、自らの判断と責任により行政運営を行っていくため、意識改革と能力開発を通じた職員の資質向上と、個々の職員的能力を最大限発揮できる組織体制の構築を図ります。

(1) 効率的な組織体制の確立

多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応するため、迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、ICT²³の活用等により内部管理事務の効率化・

簡素化を図ります。

また、組織における人員の偏在を是正し、円滑な執行体制と協力体制の強化を図るため、事務事業評価に基づく効果的・効率的な人員配置を実施します。

定員の適正化については、更なる職員削減は行政サービス水準の維持の観点から困難な状況ですが、計画的な人事管理を行うことにより、総人件費の抑制を図ります。

キーワード

- 適切な組織構成・人員配置と定員適正化
- 内部管理事務の効率化・簡素化
- 職員総人件費の抑制

(2) 新たな時代に対応した人材育成の推進

様々な行政課題に対応し、市民の満足度の高い行政サービスを提供するため、職員の意識改革・資質向上を個人レベルの問題として捉えるだけでなく、職員の取組みを支援、推進するための制度、仕組みを構築していきます。

また、職員一人ひとりが業務目標を明確に定めるとともに、自らの能力や適性に合ったキャリア開発に取り組むための人事評価制度を確立します。

さらに、働きやすい職場づくりを確保するためのワークライフバランス（仕事と生活の調和）²⁴に資する取組みや、女性職員の更なる活躍を推進するための取組みを進めるなど、職員の意欲と能力が最大限発揮できる組織づくりを行います。

キーワード

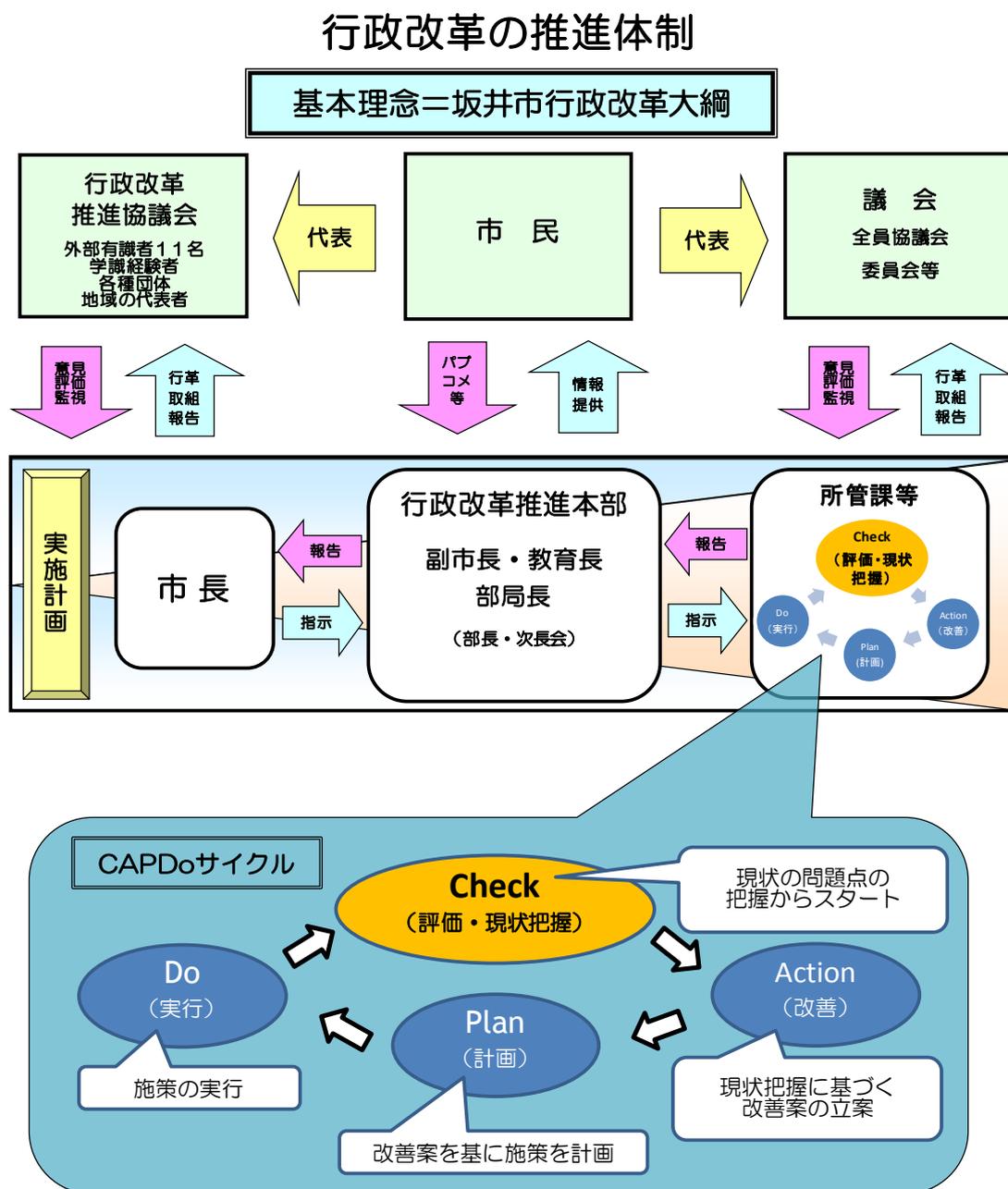
- 職員の意識改革、資質向上
- 人事評価制度の確立
- ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進
- 女性職員の活躍推進

V 行政改革の推進期間と推進体制

1. 実施期間

平成 29 年度～平成 33 年度（5 年間）

2. 推進体制



行政改革を着実に推進するため、市役所内部においては副市長を本部長とし、部局長を本部員とする「行政改革推進本部」において進捗管理を行い、市役所が一体となった取組みを進めるとともに、外部有識者で構成する「行政改革推進協議会」に対し進捗状況の報告を行い、専門家・市民目線からの意見・評価・監視を行っていただきます。

なお、行政改革の取組み状況については、市議会に説明し報告するとともに、市ホームページへの掲載等により広く市民に情報提供します。

3. 第三次行政改革大綱実施計画の策定と実行

第三次行政改革大綱は、具体的かつ必要十分な取組み内容とその着実な推進があって初めて成果に結びつくものです。そこで、事務事業評価等により得られる所管課等における課題認識に基づき、成果志向の観点から課題解決のための取組みと成果目標を定めた「**第三次行政改革大綱実施計画**」を策定します。

実施計画の策定にあたっては、本大綱に掲げられた基本項目と重点項目に沿った具体的な計画が盛り込まれているか、目標設定の水準が適切かを確認し、それぞれの取組みを本大綱の成果目標である「市民満足度と費用対効果の最大化」に確実に繋げていきます。

また、実施計画が着実に実施されているかどうかを検証し、必要な対応を随時行う体制を構築し、全庁的に行政改革のPDCA（CAPDo）サイクルを回していきます。

VI おわりに

第三次行政改革の取組み推進にあたっては、市職員は組織として一体となり、市が抱える課題・現状の問題点を的確に把握し、その解決に向け明確な成果目標を設定し、達成に向けて全力で取り組む必要があります。

職員一人ひとり、改革・改善を先送りせず、仕事の進め方を変革し、行政サービスの質と効率の向上を図る努力を継続し、「最少の経費で最大の効果を発揮する」市政を目指していくことが重要です。

また、行政改革の取組みを進めていく中では、「総論賛成、各論反対」の壁にぶつかることが多々あります。これを乗り越えていくためには、市民と正面から向き合い、坂井市の現状や将来の見通しについて正確・丁寧な説明を行うことにより、理解を求めていくことが不可欠です。

全ての職員が、自らの業務を通して第三次行政改革大綱の理念を体現するために取り組むとともに、市役所は組織として改革に向けた職員の行動をしっかりと支えるための制度設計と環境整備を行い、一丸となって改革を推進するものとします。

用語の解説

No.	用語	解説
1	まち・ひと・しごと創生 総合戦略	まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、地方公共団体に対し、地方公共団体における人口の現状と将来展望を提示する「地方人口ビジョン」と併せ、地域の実情に応じた今後5年間の施策の方向を提示する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）」の策定が要請され、坂井市においては平成 28 年 3 月に策定された。
2	経営資源	経営を行う上で利用できる資源。人的資源（ひと）・物的資源（もの）・資金力（かね）・情報など
3	包括的民間委託	個別の業務をバラバラに委託するのではなく、複数の業務を一括して委託することで、本来の民間ノウハウを活用し、効率性を高める方法。坂井市においては上下水道業務について平成 27 年度より導入。
4	第三セクター	第一セクター（国および地方公共団体が経営する公企業）や第二セクター（私企業）、のいずれでもない、国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する企業等。
5	人口動態	自然動態（一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き）と社会動態（一定期間における転入・転出に伴う人口の動き）を合わせた人口の動き。
6	公共施設マネジメント白 書	市が保有する公共施設の実態を可視化するため、施設利用の稼働やコストなどの状況、公共施設を介しての行政サービスの現状とその分析結果を施設単位で明確にした上で、分析データに基づき施設を通じた今後の行政サービスのあり方についての方向性を示したもの。平成 24 年 3 月策定。
7	公共施設等総合管理計画	全ての公共施設等を対象に現状や課題を客観的に把握・分析し、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。総務省より全地方公共団体に対し策定が求められている。坂井市においては平成 28 年度に策定されている。
8	合併特例債	平成の大合併による新市町村建設計画の事業費を対象とし、特例的に起債できる地方債。事業費の 95%に充当が可能で、元利償還金の 70 パーセントが地方交付税で措置される。発行期限は合併から 15 年（坂井市の場合平成 32 年度まで）。

9	地方交付税の合併算定替の終了	合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定している特例措置が合併後 10 年で終了し、その後5年で段階的に縮減される。
10	提案募集方式	地方分権改革において地方の発意に根ざした取組みを推進するため、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う方式。
11	社会保障・税番号制度(マイナンバー)	行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的として、国民一人ひとりに 12 桁の番号を指定し、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において活用する制度。
12	地方公会計改革	地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備等を促進する取組み。
13	子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。
14	坂井市まちづくり基本条例	坂井市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めた条例。平成 23 年制定。
15	PDCA サイクル	Plan(計画)―Do(実施)―Check(評価)―Action(改善行動)のサイクルを行政活動に取り入れることで、継続した業務改善につなげる手法。 より実効性を向上させる手法として、まず現状把握 (Check) から着手する CAPDo (キャップドゥ) がある。
16	官民連携 (PPP)	官民パートナーシップ (Public-Private Partnership) の略。「民間にできることは民間に」という考え方で、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化など。
17	指定管理者制度	平成 15 年の地方自治法一部改正により導入された、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行

		させることができる制度。
18	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金を活用して行う手法
19	インフラ	公共の福祉のための施設であり、民間事業として成立しにくいいため、政府や公共機関が確保建設、管理を行う経済成長のための基盤。道路橋梁・上下水道など。
20	NPO	Nonprofit Organization の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。
21	コーディネーター	複数の主体が関わる事業等が円滑に実施できるよう、全体の進行を管理・調整する者。
22	基準外繰出金	公益性の観点から、例外的に一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省が示した繰出基準に合致しない経費。
23	ICT	Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
24	ワークライフバランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

第三次坂井市行政改革推進大綱（案）策定の経過

実施時期		内 容
H28	6月16日	○第1回委員会（委嘱・諮問・行政改革取組状況の説明等）
	8月29日	○第2回委員会（重点項目・基本項目に関する協議）
	10月17日	○第3回委員会（重点項目・基本項目に関する確認）
	11月7日	○第4回委員会（大綱案の確認）
H29	1月16日	○第5回委員会（大綱案及び提言書の最終確認）
	1月26日	○答申
	2月	○パブリックコメント聴取
	3月	○第6回委員会（パブリックコメント結果報告）

坂井市行政改革推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

委嘱期間 平成28年6月16日～平成30年3月31日

	氏 名	団 体 名 等
会長	井上 武史	福井県立大学 地域経済研究所 准教授
委員	細川 保子	さかい男女共同参画ネットワーク 推薦
委員	中川 寛二	花咲ふくい農業協同組合 推薦
委員	松井 ますみ	坂井市商工会 推薦
委員	池上 三枝子	坂井市観光連盟 推薦
委員	栗原 泰道	坂井市PTA連合会 推薦
委員	関 輝勝	坂井市社会福祉協議会 推薦
委員	橋本 栄治	三国地区まちづくり協議会連絡会 推薦
委員	松江 輝雄	丸岡地区まちづくり協議会連絡会 推薦
委員	北島 敬四郎	春江地区まちづくり協議会連絡会 推薦
委員	盛政 隆治	坂井地区まちづくり協議会連絡会 推薦